

# 「森林環境税(仮称)」について

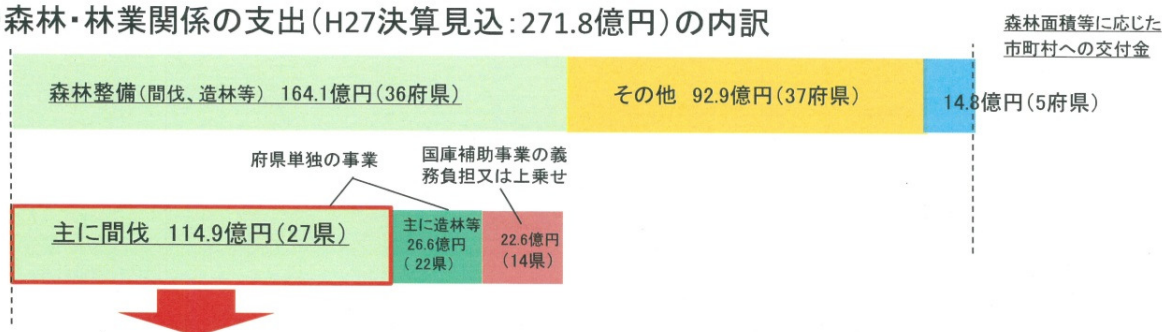
平成29年8月

【担当省庁】総務省

## 現状と課題

- 平成29年度与党税制改正大綱では、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。」とされている。
- しかし、森林環境税(仮称)の用途として想定される施業放置林の間伐は、多くの府県で独自の超過課税を導入の上、既の実施している。森林関係法令の見直しにより市町村の役割として明確化することが検討されているが、それにより財政需要が増加するとどこまで説明できるかという課題がある。

### ●超過課税の森林・林業関係の支出(H27決算見込:271.8億円)の内訳

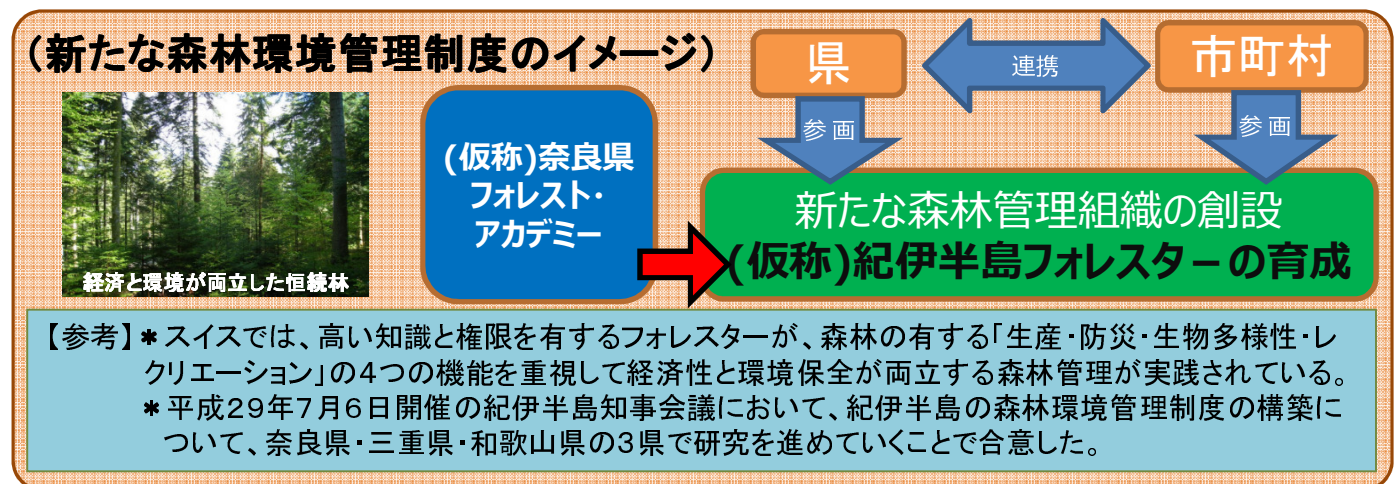


事業態様	事業主体等	金額	該当府県
県実行	県が実施	37.6億円	【7県】:山形、栃木、群馬、神奈川、富山、愛知、佐賀
県から補助	森林組合等(市町村を含む事業もあり)が行う間伐等に対する補助	50.4億円	【19県】:岩手、宮城、秋田、山形、福島、神奈川、石川、静岡、兵庫、和歌山、島根、岡山、広島、山口、高知、長崎、熊本、宮崎、鹿児島
県から委託	県が私有林の間伐等を市町村に委託	2.7億円	【1県】:奈良県
県から補助	市町村が私有林で行う間伐等に限って補助	24.2億円	【4県】:茨城、神奈川、福岡、佐賀

【林野庁作成資料】

- とりわけ、私有林の間伐等を県が市町村に委託している本県では、導入済みの超過課税と用途がより直截に重複し、新たな負担に県民の理解を得ることは必ずしも容易でない。

- 他方、森林関係法令の見直しを行うとしても、市町村の林業技術職員等の確保・育成・配置に時間を要し、森林整備の担い手不足等の課題に対応する必要があるなど、**都道府県の役割が一定程度生じてくる**。  
さらに、**本県においては**、紀伊半島大水害で大きな被害を受け、改めて持続可能で災害に強い森林づくりが求められていること等を踏まえ、**三重県・和歌山県と連携して、新たな森林環境管理制度の導入に向け、以下の検討を進めている**。
  - ①紀伊半島に相応しい森林環境管理制度のあり方
  - ②新たな森林環境管理制度の担い手となる人材を育成する（仮称）**奈良県フォレスト・アカデミーの整備**
  - ③県・市町村連携による**新たな森林管理組織の設置**



- このような状況の下、**森林環境税（仮称）に係る財政需要や用途を、市町村を主体とした森林整備のみに求めることは必ずしも十分ではない可能性がある**。

## 国にお願いすること

- 森林環境税（仮称）の制度設計においては、**住民負担の増加の抑制を図りつつ、これまでの経緯や市町村の実情を踏まえ、都道府県の役割について、広域調整や市町村の補完機能のみならず、今後果たすべき役割を積極的に評価し、紀伊半島の新たな森林環境管理体制の構築に活用できるなど、その役割に応じた財源確保を適切に行う仕組みとすること**。
- 上記の点を含め、森林環境税（仮称）の**用途**については、現在、都道府県を中心として独自に課税している**超過課税への影響が生じないようにしっかりと調整すること**。

【県担当部局】 農林部新たな森林管理体制準備室、森林整備課、総務部税務課